

地域スポーツ振興事業委託料交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、津山市スポーツ協会（以下「協会」という。）規則で規定する加盟団体（以下「団体」という。）中、加茂、阿波、勝北、久米支部が廃止されることに伴い、従来から各4支部において地域住民の体力向上・相互親睦を図るために行われてきたスポーツに関する事業の継続を図ることを目的とする。

(委託対象団体)

第2条 この要綱による委託対象団体は、旧加茂町、旧阿波村、旧勝北町、旧久米町で、それぞれ単独で前条の目的を達成するための事業を実施するために組織された団体とする。

(委託対象事業)

第3条 この要綱による委託の対象となる事業は、地域住民を対象とした各種スポーツ大会、イベント等のスポーツ活動等全般を対象とする。

(事業実施計画・実績報告)

第4条 委託対象団体は、事業実施年度の前年度3月末までに事業実施計画書（様式第1号）を協会に提出し、事業終了後に実績報告書により報告を行うこととする。

(委託料の額)

第5条 委託料の額は、当該事業実施団体が実施する1事業につき100,000円を限度とする。ただし、旧加茂町、旧勝北町、旧久米町の地域においては総額300,000円、旧阿波村の地域においては総額200,000円を限度として複数の事業実施を認めるものとする。

(委託対象事業認定)

第6条 委託対象事業の認定は、第4条に基づき提出された事業実施計画書の内容を、理事会において選出された理事で構成する審査委員会で審査し、理事会において認定するものとする。ただし、年度途中で急遽、事業実施が決定された場合は、直近の理事会において審査し、認定するものとする。

(その他)

第7条 その他この要綱に定めるもののほか、事業の運営について必要な事項は協会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年2月10日開催の理事会において決定し、同日から施行する。

令和元年5月21日 一部改正